

第6回安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会 議事録

日 時：平成23年6月13日（月）14：40～15：20

場 所：安城市役所 本庁舎 第10会議室

出席者：加藤勝美委員・大参斌委員・横山松男委員・山寄正裕委員・山内正幸委員
大野裕史委員・旭多貴子委員・草苺玲子委員
小森義史委員・石川政子委員・小鹿登美委員

欠席者：大場順也委員・古濱利枝子委員・昇秀樹委員

事務局：中根市民生活部長・神谷市民協働課長・長谷市民協働係長
中山・鈴木・池田

傍聴者：4人

事務局： ただいまから、第6回安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会を開催いたします。

本日の会議では大場委員、古濱委員、昇委員から欠席の連絡を受けております。今回の審議会には傍聴の方がいますので御報告します。では初めに加藤会長からごあいさつをお願いします。

1. あいさつ

加藤会長： 引き続きご苦労さまです。あいさつは短くということで、今後とも是非よろしくをお願いします。

事務局： ありがとうございます。では早速、議題に移らせていただきます。ここからの進行は加藤会長をお願いします。

2. 議題

（1）市民会議の中間まとめについて

加藤会長： 「議題（1）市民会議の中間まとめについて」を事務局より説明をお願いします。

事務局： まず、資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

資料2 安城市の「協働に関する指針」についての市民会議の中間報告

資料3 スケジュール表

資料4 市民協働に関するアンケート調査のお願い

資料2をご覧ください。安城市市民参加条例と協働に関する指針を考える市民会議（略称あんねっと）で、平成21年12月から月1回のペースで計15回のワークショップを行いました。公募市民、ボランティア関係団体、市職員プロジェクトチーム計28名からなる複合メンバーで開催しております。

今年の4月からはメンバーを追加募集し、32名でワークショップを行っております。

このあんねっとが協働について、安城市での協働の現状や各主体ごとの役割、協働を進めるために必要な仕組みなど基本的な考え方を主に議論し、平成22年度の成果を「中間まとめ」としてまとめたものが資料2です。こちらの資料2を簡単に説明させていただきます。

1ページですが、1. 安城市における協働の現状となります。本市の現状について、アンケート結果などから確認しております。まず協働の主体は？ということで、①市民、市民活動団体（NPO法人を含む）ということでございます。市民活動センターには328の団体、生涯学習ボランティアセンターには14団体、社会福祉協議会のボランティアセンターには162団体の登録がありまして、この登録はそれぞれ重複しているものもありますが、この数の活動団体が登録されています。それから、県認証のNPO法人が28団体あります。

アンケート結果から、市民活動団体の現状は、協働が可能と考える市民活動団体が多く協働の可能性は高いと言える状況であります。また、団体間の活動をつなげるコーディネーターが不足しているという問題点も指摘されています。

2ページ目、②市であります。平成22年に市民活動センターを現在の場所に移転しております。他には、市職員は人材が充実している、協働を理解し実践する職員をさらに育てる必要がある、協働事業を十分に把握できておらず、情報発信が苦手であるというようなご指摘もいただいております。

また、協働に対する理解がまちまちであるということもあります。

次に③事業者では、事業規模にかかわらず、CSR活動を積極的に行っている事業所がある、事業所によっては、地域の一員としての意識を持ち活動しているところもある、事業者の持つ資源を団体が活用できていない面がある等があげられておりまして、次3ページの方に、※印として専門的用語の説明をさせていただいております。

次、④その他団体としまして、町内会、教育機関などにつきましては、地域の自治組織として町内会は79団体あります。町内会への加入率は平均で73.8%。加入率は年々低下しているのに加え、地域によって加入率の大小にバラつきがあるという状況も確認しております。

次に4ページになりますが、ではなぜ協働なのか？ その目的とねらいについてですが、まずあんなことでの協働の定義になりますが、市民、市民活動団体（NPOを含む）、事業所、市などが、共通の目標を達成するため、お互いの特性を活かして補完し、対等に協力することとして話し合いを進めております。

では、なぜ協働が必要なのかということで、(1)ひとりではできないことを助け合うことができるとしまして、協力することで、より大きな力を得ることができる、市民だけ、行政だけ、事業者だけではできないことが可能となる、それぞれの良さを持ち合って、弱みを補完することができる、サラダのようにお互いを活かしあうことが可能になる、多様で多彩な人材を活かすことができる、新しい視点、違う考え方に触れることで、より高い考えや活動に結びつく、というご意見をいただいております。

それから5ページ、(2)市民が主役のまちづくりを实践できるということで、市民の多様なニーズを行政だけで満足させることは困難な時代であるとしまして、これを充足していくためには協働が必要になってくるという考えであります。押し付けではなく、自ら進んで行う良さを発揮できる、市民目線のまちづくり展開が可能となる。続いて、(3)地域の活性化につながるでは、現代は、地域の連帯感や絆というものが薄れている、協働によって地域の一体感を得ることができる、世代を超えて行う事業に参加して交流することにより、地域コミュニティの活性化が期待できる、同じ意識を持った人同士で認識を共有でき、課題解決に向け協力できるなど。それから、(4)事業者は社会的責任を果たすことができるでは、事業者は地域コミュニティへの参加を通じて、地域社会の一員としての役割を果たすことができる、事業者が地域社会の理解を得るとともに、社会的評価を高めることができる。

次に6ページですが、協働の主体からそれぞれの役割としまして、協働するためには、協働する者同士がそれぞれの役割を果たす必要があるとしています。①市民・市民活動団体の役割でございますが、自主的、自発的に考え、行動すること、自身の利益だけでなく、全体への利益になる活動をする、活動内容の透明性確保、活動の質の向上、団体間をつなぐ人の育成、積極的な情報発信です。

②市の役割は、多くの人や組織をつなぐ、窓口的な機能、団体間の交流機会の提供、新たな活動者の発掘、育成事業の企画や啓発、団体への支援情報の積極的な提供、活動資金の補助、協働の仕組みづくり、職員に対する協働意識の向上、協働コーディネーター推進役としての成長、行政内部の協働推進の体制づくり。

③事業者の役割は、地域との交流のきっかけづくり、資金以外の事業所資源の提供、市民活動団体との積極的な交流、身近に感じるボランティア

支援センターの運営、営利目的にせず、地域や市民全体に貢献する姿勢をあげています。

④その他団体としまして、町内会、教育機関の役割で、地域住民が楽しく参加できる事業の開催、多様な住民を活かした町内会運営、町内会間の連携や市民活動団体との事業共催、教育機関の専門性を活かしたまちづくりへの貢献があげられます。

それから8ページですが、協働に必要な考え方、キーワードでございます。(1)自主・自立、(2)対等の関係、(3)相互理解、(4)目的と目標の共有、(5)公開・透明性の確保、(6)評価の実施をキーワードにあげております。

9ページですが、協働に必要なもの、協働推進に向けてということで、あんなえとでのグループワークの意見をまとめて、協働を推進するために必要な仕組みや体制づくりなど具体的な事項をあげております。

まず、A支援の仕組みとして、(1)人の充実、(2)場所の充実、(3)お金(財政支援)の充実、(4)情報の充実でございます。

B推進体制としては、(1)協働コーディネーター、(2)持続可能な協働の推進体制、(3)協働推進機関の設置ということでございます。

それから、Cその他ですが、(1)市全体の協働に対する意識向上と相互理解、(2)協働を推進する相互の交流、(3)協働の情報を多くの市民と共有するという意見でございます。

11ページですが、6.「協働に関する指針」策定に向けてということでございます。昨年度、あんなえとでは協働の基本的な部分を議論しました。今年度、これからになります。さらに深く以下の項目について議論を進めていく予定であります。

まず、「協働」についてのさらなる議論としまして、協働の理念、ルール共有、協働の責務の検討、協働を推進するための計画。

2つ目に、協働に必要な「人」「場所」「金」「情報」について、具体的に詳細な内容の検討を行ってまいります。「人」：意識改革、人材育成、市民活動の促進、団体間連携について。「場所」については、地域の拠点施設や市民交流センターの活用について。「金」については、協働事業促進のための資金補助・助成等の制度について。「情報」については、相互の情報共有、活動情報配信について。

次に、協働を推進するための仕組みづくりの検討についてでございますが、市民活動団体の活動支援の仕組み、協働を推進する体制づくり、「人」「場所」「金」「情報」をつなぐ体制づくり。

「協働」という概念の周知と啓発において、具体的な手法の検討ということでございますが、広報、インターネット、各公共施設などを情報発信媒体としての活用の方法、人づての紹介、関心のない市民を協働事業に振り向かせる仕掛けづくり、具体的な協働の取り組み事例を集めた「事例集」

の作成、そういった協働の手法を検討していきたいと取りまとめました。
説明は以上です。

加藤会長： ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。質問がないようですので、次に議題（２）今後のスケジュールについての説明をお願いします。

草苅委員： その前に、よろしいですか。「市民会議の中間報告」というのは、あんねっとが市民に対して報告するという考えでよろしいですか？

事務局： あんねっとで１年４ヵ月活動していた中の「協働に関する部分」について、２２年度までに皆さんがまとめられたところまでを、一つの成果として作成したという考えです。

草苅委員： あんねっとのメンバーの方々がまとめられたものですよね。

事務局： はい。

草苅委員： これは市民会議の中間報告なので、本来、市民会議の長が報告した方が私にはしっくりきます。審議会に対して、あんねっとの方が報告すると、どこにあんねっとが力を入れたかもよく分かりますし、どこに重点を置いて話し合ったかなども伝わります。私たち市民活動をするものとしては、その方が形としてすっきりするような気がしました。内容については問題ありません。

事務局： 参加条例をつくる時に、あんねっとから報告してもらいましたように、協働の指針についても、折を見てあんねっとから報告してもらうようにいたします。

加藤会長： よろしいですか。それでは議題（２）今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

（２）今後のスケジュールについて

事務局： 資料３の表ですが、左側から、月、あんねっとの話し合い回数、話し合いテーマの案、真ん中の太枠が審議会、パブリックインボルブメント、事務局の検討作業、備考となっております。真ん中の囲ってある太枠の部分、審議会ですが、６月のところにあります審議会が今回の第６回審議会にな

りますが、市民会議の中間報告、それから後で説明させていただきますが、市民意識調査ということでございます。それから、あと10月に第7回審議会は市民会議素案の検討、12月の第8回審議会は協働に関する指針の審議、市民協働推進条例案の審議、それから2月の第9回審議会は協働に関する指針の最終審議、市民協働推進条例（パブコメ案）の審議となっております。こちらはあくまで案です。あんねつとにて研究テーマの「人」「場所」「金」「情報」を6、7月の分科会にて議論していただき、8月に全体会、そして9月に責務、原則等について議論し、その状況に従って審議会の日程も変わってくる可能性がありますのでご了承ください。また、パブリックインボルブメントも状況で変わりますが、サンクスフェスティバルは11月で書いてありますが、例年は10月の最終週ですので、今年も10月に行われると思います。それから、1月にフォーラムも予定しております。以上のように今後進めさせていただきます。

アンケートの方ですが、資料4が（案）になりますが、7月に予定しております。調査対象は16～79歳までの市民2000人を無作為抽出です。調査方法は行連による配布で郵送の回収方式をとります。実施時期は7月1日から15日までを予定しております。

内容について担当の方から説明します。

今日お配りした、市民協働に関するアンケート調査のお願いということで、まだこれは第一校ということで正式なものではありません。今までは市民活動をしている方にアンケート調査を行ったわけですが、今度は無作為ということで、やっていない方についても意識調査をさせていただくということになっております。内容につきましては今後まだ変わる可能性があります、こういうことを聞いたらどうかと意見がありましたら、今週中に言っていただければ、こちらで検討させていただきます、入れる入れないの判断をして進めていきたいと思っております。まだ、見ていただくと全部が完成しておりませんので、〇〇〇と抜けております。

また今回は、調査対象を16歳からとしていますので、高校生の方でも分かる、義務教育を受けた方なら分かる程度の文言にしていきたいと思っております。

大きなところで、回答者の属性としてあなた自身のことについておたずねしますというのが1ページ目にあります。2ページ目の問7からは、地域活動の状況についておたずねしていく予定にしております。それから、各種団体の活動に関わっていることなどや、5ページが市民活動への参加状況や意向について聞かせていただきます。この中で、どのような活動をしていますかも含めて。8ページ目からは解決すべき地域の課題について、また、自治基本条例、参加条例の認知度・期待について聞いていきます。10ページの問22からは行政との関わりについて、11ページが行政や

施策への市民意識の反映状況についてということで質問を設定しております。１２ページが関心のある市民参加や協働の機会、内容、方法について聞かせていただきます。一番最後に自由回答欄を設けております。

こちらでも、まだまだ詰めなくてはいけないこともたくさんありますので、こういうことが聞いておいて欲しいということがありましたら、事務局まで言うておいていただければと思います。

以上です。

加藤会長： それでは只今の説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

横山委員： 質問というか要望ですが、資料４の８ページの問１６というところの下に、１２項目に渡って四角の中に書かれてありますが、１番のところにあります、保険、医療、福祉（介護や子育て支援）とありますが、私はいろいろなアンケートを目にする時に、保険と医療と福祉が同じ項目に入れていることが非常に多いように思いますが、できれば、福祉を別にもう一つ項目を設けてもらえれば私としては回答しやすいと思います。

草薙委員： ３ページ問８「各種団体」の分け方ですが、これは従来のよく見かける分類の仕方かと思いますが、市民活動をしている者として、もう一度再検討いただきたいと思います。例えば、女性会老人クラブの活動とありますが、それとはまったく違う、「思い」から始まった活動もあるはずなんです。今そのような活動が増えてきています。必ずここだけではなくくれない部分もあるような気がしますがいかがでしょうか？一度考えていただき、従来の各種団体の区分ではないところをもう一度細かく見ていただいて・・・難しいかもしれません。

事務局： いまの２つの意見につきまして、どういう形がよいか一度検討させていただきます。福祉だけ分けた方が良いということですね。

横山委員： 自分もこういうアンケートを答える時に、個人的に介護活動に関わったことや、そういう経験もあるので。医療とは直結しない部分もあるんですね。したがって、できればここでは分けていただくと、介護の面では具体的にどういうものなんだというところや、医療というところで介護とは直結しない部分もあると思うので、その辺のところをもう少し具体的に答えられるようにした方が答える方も答えやすいと思いますし、アンケートをする方も意見を整理しやすいと思います。質問というより

要望として出させてもらいました。

事務局： 内容について再度検討させていただきます。

加藤会長： 他にどうでしょうか？ 別段ないようですので、以上について議題について終わらせていただきます。それでは事務局にお返しします。

3. その他

事務局： 3でその他と設けましたが、特に連絡事項也没有ですので、以上をもちまして第6回審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

15：20 終了